

第120期 定時株主総会 その他の 電子提供措置事項（交付書面省略事項）

【事業報告】

- 1 当行の新株予約権等に関する事項
- 2 財務及び事業の方針の決定を支配する者の
在り方に関する基本方針
- 3 業務の適正を確保する体制
- 4 特定完全子会社に関する事項
- 5 親会社等との間の取引に関する事項
- 6 会計参与に関する事項
- 7 その他

【計算書類】

株主資本等変動計算書
個別注記表

【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

（2025年4月1日から
2026年3月31日まで）

株式会社 京葉銀行

上記の事項につきましては、法令及び当行定款の定めに基づき、インターネット上の当行ウェブサイト及び東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

当行ウェブサイト <https://www.keiyobank.co.jp/ir/stock/sokai/>

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

1 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当ございません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ございません。

2 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ございません。

3 業務の適正を確保する体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当行は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、「行動規範」を明文化するとともに、「コンプライアンス規定」を制定し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備する。また、当行の企業倫理を実践するため、全役職員が日常生活・業務行動におけるコンプライアンスの手引書を指針として活用し、コンプライアンス体制の実効性の向上に努める。
- ②代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンス統括部署をリスク管理部に置き、コンプライアンス体制を整備する。
- ③コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」は、年度毎に策定し、取締役会の承認を得て、その実施状況について、取締役会に定期的に報告を行う。
- ④役職員の法令等に違反する行為を早期に発見・是正することを目的として、「内部通報規定」を制定し、適切な運用を図る。
- ⑤市民社会及び企業活動の安全や秩序に脅威を与える、反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で対応し、関係を遮断する。
- ⑥他の部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス態勢等の適切性及び有効性について内部監査を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報については、行内規定に則り、適切な保存及び管理を行う。
- ②取締役会議事録及び稟議書等の重要な文書等を適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ①「リスク管理基本規定」をはじめとする各種リスク管理規定を整備し、リスク管理の方針や管理方法を定める。
- ②各種リスク毎の管理担当部署及び当行全体のリスク管理統括部署を明確にする等、リスク管理体制を整備する。
- ③内部監査部門は、リスク管理態勢の適切性について、独立した立場から監査を行う。
- ④大規模災害等のリスク発生時の対応等を、「緊急時対策規定」及び各種マニュアルに定め、必要に応じて訓練を実施する。
- ⑤取締役会は、定期的にリスク管理に関する報告を受け、必要な決定を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は経営計画のほか、事業年度毎に業務方針を定め、企業として達成すべき目標を明確にし、業務運営及び業績管理を行う。
- ②迅速な意思決定と、慎重な審議を行うため、取締役等で構成する「経営会議」を設置する。
- ③執行役員制度を設け、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速化・効率化を図る。
- ④各部門の担当職務及びその権限を明確にするため、「業務分掌規定」等を制定し、取締役の職務執行の効率性確保に努める。

(5) 当行並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当行並びにその子会社から成る企業集団（以下「京葉銀行グループ」という。）における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規定」を制定するとともに、子会社各社（以下「グループ各社」という。）に対し、必要に応じて、取締役及び監査役を派遣する。
- ②グループ各社から当行へ適時・適切に協議・報告を行う体制を整備し、一体的な経営管理を行う。
- ③当行からグループ各社へ必要な指導・助言を行う体制を整備し、京葉銀行グループが効率的な業務運営を確保できる体制を構築する。
- ④当行及びグループ各社は、グループ間の取引にあたり、銀行法の定めるアームズレングスルールをはじめ各法令等を遵守する。
- ⑤グループ各社のコンプライアンス及びリスク管理等の体制構築につき指導・監督を行うとともに、当行の内部監査部門がグループ各社への内部監査を実施し、京葉銀行グループ全体として、業務の適正が確保されるよう努める。
- ⑥「財務報告に係る内部統制規定」を制定し、京葉銀行グループにおける財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備・運用する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役室に監査役補助者を配置するとともに、監査役補助者に対する監査役の指示の実効性を確保する。
- ②監査役の職務を補助すべき使用人の任命及び人事異動等雇用条件に関する事項については、監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役及び使用人は当行又はグループ各社において著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ②グループ各社の取締役、監査役及び使用人、又は、これらの者から報告を受けた者は、当行又はグループ各社において著しい損害を及ぼすおそれのある事項について、直ちに監査役に報告する。
- ③監査役は必要に応じて、取締役及び使用人、並びにグループ各社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ④監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、代表取締役及び内部監査部門、会計監査人等と定期的な会合をもち、意見交換を行う。
- ②監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるができる。
- ③監査役が職務の執行について生ずる費用についてあらかじめ予算を設けるとともに、監査役よりその職務の遂行上必要な費用の請求を受けたときは、速やかにこれを支払う。

(内部統制システムの運用状況の概要)

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人に対し、実効性の高い監督を行うため、取締役会を12回開催しました。また、取締役会が効率的に行われることを補佐するため、取締役会決議事項の協議、その他行内規定に定めた重要事項を決定する経営会議を24回開催したほか、リスク管理委員会（11回）、ALM委員会（16回）、コンプライアンス委員会（11回）等を開催しました。

(2) リスク管理体制

リスク管理基本規定や各種リスク管理規定に従い、リスク管理委員会でリスク全般に関する事項について状況の把握と改善策の検討を行ったほか、ALM委員会では、リスクを極小化し収益を極大化すべく、資産・負債の総合管理について検討を行いました。

(3) コンプライアンス態勢

年度毎のコンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、コンプライアンス委員会で進捗状況や今後の対応について協議（5回）したほか、コンプライアンス違反の発生状況や反社会的勢力等との取引の遮断等についてコンプライアンス委員会において協議（8回）し、その内容を取締役会に報告しました。

(4) 京葉銀行グループにおける業務の適正の確保

統括部署である経営企画部は、グループ各社より適時・適切に業務状況等について報告を受け、一体的な経営管理を行っています。また、京葉銀行グループ全体として業務の適正が確保されるよう、当行の内部監査部門がグループ各社への監査を実施し、その内容を取締役会に報告しました。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

監査役は、内部監査の実施状況について内部監査部門より報告を受けているほか、情報交換を毎月行っています。また、監査役と会計監査人及び内部監査部門は、それぞれの監査計画及び実施状況等について定期的に意見を交換するなど、監査の実効性を高めています。

4 特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

5 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

6 会計参与に関する事項

該当ございません。

7 その他

該当ございません。

第120期 (2025年4月1日から
2026年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資 本 金 準 備 金	その他資本 剰余金	資 本 金 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益 別 途 積 立 金	利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	49,759	39,704	－	39,704	10,055	176,720	16,979	203,754	△7,889	285,330
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△4,283	△4,283		△4,283
別途積立金の積立						7,000	△7,000	－		－
当 期 純 利 益							15,838	15,838		15,838
自己株式の取得									△1,502	△1,502
自己株式の処分									17	17
自己株式の消却			△4,125	△4,125					4,125	－
利益剰余金から 資本剰余金への振替			4,125	4,125			△4,125	△4,125		－
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	7,000	430	7,430	2,640	10,070
当 期 末 残 高	49,759	39,704	－	39,704	10,055	183,720	17,409	211,184	△5,249	295,400

	・ 換 算 差 額 等					純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 金	評 価 差 額 ・ 換 算 等		
当 期 首 残 高	5,624	－	6,907	12,531	297,861	
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△4,283	
別 途 積 立 金 の 積 立					－	
当 期 純 利 益					15,838	
自 己 株 式 の 取 得					△1,502	
自 己 株 式 の 処 分					17	
自 己 株 式 の 消 却					－	
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替					－	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 （ 純 額 ）	6,687	436	121	7,245	7,245	
当 期 変 動 額 合 計	6,687	436	121	7,245	17,316	
当 期 末 残 高	12,312	436	7,028	19,777	315,178	

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。また、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については、為替差損益として処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 3年～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年～7年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

- ① 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,212百万円であります。

- ② 現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

具体的には、担保・保証で保全されていない額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

なお、与信額が一定額以上の大口債務者については、担保・保証で保全されていない額から合理的に返済が見込まれるキャッシュ・フローによる回収可能額を控除した残額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。

- ③ 貸出条件緩和債権等を有する債務者に係る債権（以下「要管理債権」という。）については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の長期平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

なお、与信額が一定額以上の大口債務者については、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的な方法により見積り、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

- ④ 上記以外の債権については、主に今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、債務者区分に加えて、業種、信用格付等で細分化したグループごとに1年間の倒産確率の長期平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。これらの債権の予想損失額の算定における将来見込み等必要な修正においては、マクロ経済指標の予測等を用いております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金（前払年金費用を含む）は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定率法により算出した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 株式給付引当金

株式給付引当金は、株式交付規定に基づく当行の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く）及び執行役員（国内非居住者を除く）への当行株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

7. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益は、主に預金・貸出業務、為替業務及び証券関連業務等に係る役務提供の対価としての収益であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である金融資産から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として取引ごとに個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。

ヘッジの有効性の評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件が概ね同一であることをもって有効性の評価に代えております。

9. 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

10. 投資信託の解約及び償還損益に係る会計処理の方法

投資信託の解約・償還に伴う損益については、取引ごとに解約・償還損はその他業務費用に含まれる国債等債券償還損へ、解約・償還益は有価証券利息配当金へそれぞれ計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(貸倒引当金)

1. 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 12,770百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「6. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

(2) 主要な仮定

① 債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し

債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しは、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

② マクロ経済指標の予測

一般貸倒引当金（「要管理債権」除く）の算定における、マクロ経済指標の予測は、メインシナリオとリスクシナリオの2つのマクロ経済シナリオを想定し、それらの発生確率を過去の景気予想や株価の推移に加え、債権の信用リスクに重大な影響があると想定される事象の発生の有無を考慮して設定しております。

(3) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化や、マクロ経済指標の変化等により、会計上の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(業績連動型株式報酬制度)

当行は、取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く）及び執行役員（国内非居住者を除く。取締役と併せて、以下「取締役等」という。）の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、役員報酬BIP信託による業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、役位及び業績目標の達成度等に応じて、当行株式及び当行株式の換価処分金相当額金銭を取締役等に信託を通じて交付及び給付される業績連動型の株式報酬制度であります。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号2015年3月26日）に準じております。

2. 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行株式は、株主資本において自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額は685百万円、株式数は1,193千株であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 1,650百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 9,706百万円

危険債権額 39,359百万円

三月以上延滞債権額 5百万円

貸出条件緩和債権額 8,320百万円

合計額 57,392百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,886百万円であります。
4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号2024年7月1日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、3,103百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 655,422百万円

貸出金 7,000百万円

担保資産に対応する債務

預金 2,221百万円

債券貸借取引受入担保金 267,146百万円

借入金 345,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、その他資産24百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金2,422百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、666,018百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

12,257百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額 64,793百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,893百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は14,934百万円であります。

11. 関係会社に対する金銭債権総額 0百万円

12. 関係会社に対する金銭債務総額 4,669百万円

13. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上することとされております。

ただし、銀行法施行規則第17条の7の4の規定により、剰余金の配当をする日における資本準備金、利益準備金の総額が当該日における資本金の額以上であるため、当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金は計上しておりません。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 0百万円

役務取引等に係る収益総額 20百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 14百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 9百万円

役務取引等に係る費用総額 5百万円

その他業務・その他経常取引に係る費用総額 363百万円

2. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
千葉県外	営業用資産 1件	建物及び動産	18百万円

上記の資産は移転の決定により、資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額18百万円（建物16百万円、動産2百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

資産のグルーピングは、営業用店舗についてはエリア一体営業におけるエリア単位（ただし、エリア一体営業を行っていないところは営業店単位）で、遊休資産については各資産単位で行っております。また、本部・本店、研修所、寮・社宅等については共用資産としております。

回収可能額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、原則として不動産鑑定評価額に基づいておりますが、重要性が乏しい土地については、主として路線価に基づき算定しております。また、建物及び動産等については、正味売却価額を原則として零としております。

3. 関連当事者との取引

子会社及び関連会社等

属 性	会 社 等 の 名 称	住 所	資本金又は出資金 (百万円)	事業内容 又は職業	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子 会 社	株式会社京葉銀 保証 サービス	千 葉 市 中 央 区	30	信用保証 業 務	43	各種ローンの 債 務 保 証	被債務保証	9,399	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) すべて通常の取引であり、一般の取引条件と同様であります。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数	摘 要
自己株式					
普通株式	10,266	980	5,031	6,215	(注1) (注2)
合 計	10,266	980	5,031	6,215	

(注1) 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式がそれぞれ1,224千株、1,193千株含まれております。

(注2) 自己株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の取得 978千株
 単元未満株式の買取り 2千株

自己株式の減少の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の消却 5,000千株
 役員報酬BIP信託による株式交付 24千株
 役員報酬BIP信託による株式売却 6千株

(有価証券関係)
貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。
1. 売買目的有価証券 (2026年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△46

2. 満期保有目的の債券 (2026年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	う ち 外 国 証 券	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	39,871	39,220	△651
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	5,489	4,218	△1,271
	そ の 他	66,000	64,990	△1,009
	う ち 外 国 証 券	66,000	64,990	△1,009
	小 計	111,361	108,428	△2,933
合 計		111,361	108,428	△2,933

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2026年3月31日現在)
市場価格のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は該当ありません。
なお、市場価格のない子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	54
関連法人等株式	—

4. その他有価証券（2026年3月31日現在）

	種 類	貸 借 対 照 表 計 上 額 (百万円)	取 得 原 価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	98,735	32,937	65,798
	債 券	20,100	20,099	0
	国 債	20,000	19,999	0
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	100	100	0
	そ の 他	47,760	45,994	1,765
	う ち 外 国 証 券	5,739	5,702	37
	小 計	166,596	99,031	67,564
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	12,154	13,480	△1,326
	債 券	700,913	743,575	△42,662
	国 債	436,573	460,843	△24,270
	地 方 債	192,356	205,665	△13,309
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	71,983	77,066	△5,083
	そ の 他	126,752	132,410	△5,657
	う ち 外 国 証 券	33,399	34,245	△845
	小 計	839,820	889,467	△49,646
合 計		1,006,416	988,498	17,917

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	3,332
組合出資金	3,681

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	55,447	21,187	448
債券	330,196	1,194	21,209
国債	327,856	1,194	20,985
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	2,339	—	223
その他	63,046	2,671	479
うち外国証券	22,438	134	79
合 計	448,690	25,054	22,137

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落している銘柄及び時価が30%以上50%未満下落しており、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断し時価の回復可能性がないと認められる銘柄としております。

（金銭の信託関係）

運用目的の金銭の信託（2026年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	3,029	0

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	5,968百万円
退職給付引当金	2,103百万円
減価償却費	1,594百万円
賞与引当金	508百万円
その他	1,848百万円
繰延税金資産小計	12,024百万円
評価性引当額	△51百万円
繰延税金資産合計	11,972百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△5,619百万円
前払年金費用	△2,026百万円
繰延ヘッジ損益	△199百万円
繰延税金負債合計	△7,844百万円
繰延税金資産の純額	4,128百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 2,621円85銭

1株当たりの当期純利益金額 131円05銭

(注) 当行は、役員報酬BIP信託を導入しており、当該信託が保有する当行株式を1株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。控除した当該自己株式の株式数は1,193千株であります。また、当該信託が保有する当行株式を1株当たりの当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。控除した当該自己株式の期中平均株式数は1,202千株であります。

連結株主資本等変動計算書（2025年4月1日から
2026年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	49,759	39,704	204,450	△7,889	286,026
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△4,283		△4,283
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			15,912		15,912
自 己 株 式 の 取 得				△1,502	△1,502
自 己 株 式 の 処 分				17	17
自 己 株 式 の 消 却		△4,125		4,125	－
利益剰余金から資本剰 余 金 へ の 振 替		4,125	△4,125		－
連結子会社の自己株式の 取得による持分の増減		9			9
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	9	7,504	2,640	10,154
当 期 末 残 高	49,759	39,714	211,955	△5,249	296,180

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	5,801	－	6,907	5,246	17,955	6,742	310,724
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△4,283
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							15,912
自 己 株 式 の 取 得							△1,502
自 己 株 式 の 処 分							17
自 己 株 式 の 消 却							－
利益剰余金から資本剰 余 金 へ の 振 替							－
連結子会社の自己株式の 取得による持分の増減							9
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 （ 純 額 ）	6,673	436	121	2,618	9,850	△226	9,623
当 期 変 動 額 合 計	6,673	436	121	2,618	9,850	△226	19,777
当 期 末 残 高	12,475	436	7,028	7,865	27,805	6,516	330,501

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|--|----|
| (1) 連結される子会社及び子法人等 | 3社 |
| 会社名 株式会社京葉銀キャピタル&コンサルティング | |
| 株式会社京葉銀カード | |
| 株式会社京葉銀保証サービス | |
| (2) 非連結の子会社及び子法人等 | 3社 |
| 会社名 京葉銀事業承継投資事業有限責任組合 | |
| 京葉銀事業承継2号投資事業有限責任組合 | |
| 京葉銀成長支援投資事業有限責任組合 | |
| 非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。 | |
| (3) 他の会社等の議決権（業務執行権）の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社又は子法人等としなかった当該他の会社等の名称 | |
| 会社名 株式会社 NIPPONIA SAWARA | |
| 事業再生を図ることを目的とする営業取引として出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社又は子法人等として取り扱っておりません。 | |

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|---|-------------|
| (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 | 該当事項はありません。 |
| (2) 持分法適用の関連法人等 | 該当事項はありません。 |
| (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 | 3社 |
| 会社名 京葉銀事業承継投資事業有限責任組合 | |
| 京葉銀事業承継2号投資事業有限責任組合 | |
| 京葉銀成長支援投資事業有限責任組合 | |
| 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 | |
| (4) 持分法非適用の関連法人等 | 該当事項はありません。 |

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日

3社

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。また、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については、為替差損益として処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年～7年）に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

- (1) 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,319百万円であります。

- (2) 現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

具体的には、担保・保証で保全されていない額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

なお、与信額が一定額以上の大口債務者については、担保・保証で保全されていない額から合理的に返済が見込まれるキャッシュ・フローによる回収可能額を控除した残額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。

- (3) 貸出条件緩和債権等を有する債務者に係る債権（以下「要管理債権」という。）については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の長期平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

なお、与信額が一定額以上の大口債務者については、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的な方法により見積り、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

(4) 上記以外の債権については、主に今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、債務者区分に加えて、業種、信用格付等で細分化したグループごとに1年間の倒産確率の長期平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。これらの債権の予想損失額の算定における将来見込み等必要な修正においては、マクロ経済指標の予測等を用いております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社及び子法人等の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 株式給付引当金の計上基準

株式給付引当金は、株式交付規定に基づく当行の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く）及び執行役員（国内非居住者を除く）への当行株式の交付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

10. 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子会社及び子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積り計上しております。

11. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

12. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定率法により算出した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

13. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

14. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益は、主に預金・貸出業務、為替業務及び証券関連業務等に係る役務提供の対価としての収益であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を認識しております。

15. 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である金融資産から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として取引ごとに個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。

ヘッジの有効性の評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件が概ね同一であることをもって有効性の評価に代えております。

16. 投資信託の解約及び償還損益に係る会計処理の方法

投資信託の解約・償還に伴う損益については、取引ごとに解約・償還損はその他業務費用へ、解約・償還益は有価証券利息配当金へそれぞれ計上しております

未適用の会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号2024年9月13日企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号2024年9月13日企業会計基準委員会）等

1. 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

2. 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(貸倒引当金)

1. 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 12,890百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「5. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

(2) 主要な仮定

① 債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し

債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しは、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

② マクロ経済指標の予測

一般貸倒引当金（「要管理債権」除く）の算定における、マクロ経済指標の予測は、メインシナリオとリスクシナリオの2つのマクロ経済シナリオを想定し、それらの発生確率を過去の景気予想や株価の推移に加え、債権の信用リスクに重大な影響があると想定される事象の発生の有無を考慮して設定しております。

(3) 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化や、マクロ経済指標の変化等により、会計上の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(業績連動型株式報酬制度)

当行は、取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く）及び執行役員（国内非居住者を除く。取締役と併せて、以下「取締役等」という。）の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、役員報酬 BIP 信託による業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、役位及び業績目標の達成度等に応じて、当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭を取締役等に信託を通じて交付及び給付される業績連動型の株式報酬制度であります。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号2015年3月26日）に準じております。

2. 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行株式は、株主資本において自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は685百万円、株式数は1,193千株であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く） 1,599百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	9,643百万円
危険債権額	39,386百万円
三月以上延滞債権額	35百万円
貸出条件緩和債権額	8,320百万円
合計額	57,384百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,886百万円であります。
4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号2024年7月1日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、3,103百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	655,422百万円
貸出金	7,000百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,221百万円
債券貸借取引受入担保金	267,146百万円
借入金	345,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、その他資産24百万円を差し入れております。
また、その他資産には、保証金2,458百万円が含まれております。
6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、671,080百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

12,257百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額

64,888百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額

1,893百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は14,934百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益23,340百万円を含んでおります。
2. 「営業経費」には、給料・手当14,968百万円、減価償却費6,479百万円及び退職給付費用△658百万円を含んでおります。
3. 「その他の経常費用」には、貸出金償却5百万円、株式等売却損460百万円及び株式等償却0百万円を含んでおります。
4. 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
千葉県外	営業用資産 1件	建物及び動産	18百万円

上記の資産は移転の決定により、資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額18百万円（建物16百万円、動産2百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

資産のグルーピングは、営業用店舗についてはエリア一体営業におけるエリア単位（ただし、エリア一体営業を行っていないところは営業店単位）で、遊休資産については各資産単位で、連結子会社及び子法人等については各社を一つの単位として行っております。また、本部・本店、研修所、寮・社宅等については共用資産としております。

回収可能額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、原則として不動産鑑定評価額に基づいておりますが、重要性が乏しい土地については、主として路線価に基づき算定しております。また、建物及び動産等については、正味売却価額を原則として零としております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	131,427	－	5,000	126,427	(注1)
合 計	131,427	－	5,000	126,427	
自己株式					
普通株式	10,266	980	5,031	6,215	(注2)(注3)
合 計	10,266	980	5,031	6,215	

(注1) 発行済株式の減少は、取締役会決議に基づく自己株式の消却であります。

(注2) 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式がそれぞれ1,224千株、1,193千株含まれております。

(注3) 自己株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の取得 978千株
 単元未満株式の買取り 2千株

自己株式の減少の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の消却 5,000千株
 役員報酬BIP信託による株式交付 24千株
 役員報酬BIP信託による株式売却 6千株

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	1,958百万円	16.0円	2025年3月31日	2025年6月26日
2025年11月10日 取 締 役 会	普通株式	2,325百万円	19.0円	2025年9月30日	2025年12月3日
合 計		4,283百万円			

(注1) 2025年6月25日定時株主総会決議に基づく配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式に対する配当金19百万円が含まれております。

(注2) 2025年11月10日取締役会決議に基づく配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式に対する配当金22百万円が含まれております。

(2) 2026年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当金の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月24日 定 時 株 主 総 会	普通株式	2,792百万円	利益剰余金	23.0円	2026年3月31日	2026年6月25日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式に対する配当金27百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、千葉県を営業基盤とする地域金融機関として、預金業務や貸出業務及び各種金融サービスのほか、有価証券投資業務などを行っております。資金調達は預金を中心に行い、資金運用は中小企業向け貸出や個人向け住宅ローンを中心とした貸出及び有価証券投資などにより行っております。

また、金利変動により現在価値や期間収益が変動する金融資産及び金融負債を保有しているため、金利の変動による不利な影響が生じないように、当行では資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び有価証券であります。貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、景気の動向、不動産価格の変動等の経済環境及び取引先の経営状態の変化により、契約条件通りに債務が履行されない可能性があります。有価証券は国債を中心とする債券や上場株式、投資信託等であり、主に銀行業務における資金運用を目的として保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク、金利・為替の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、一般顧客から調達する預金であり、当行の信用状況等の変化や予期せぬ経済環境等の変化により、資金調達力の低下や資金流出が発生する流動性リスクに晒されております。

また、外貨建の金融資産・金融負債が純額で資産超または負債超となった場合、為替相場が変動することにより現在価値や期間収益に影響を与える為替リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行の金融商品に係るリスク管理体制は以下のとおりであります。なお、連結される子会社及び子法人等についても当行の管理体制に準じ、各社のリスク・プロファイルに見合った管理を行っております。

① 信用リスクの管理

当行は、「信用リスク管理規定」に定めた信用リスク管理の基本方針、融資の基本姿勢に則り、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額管理、信用情報管理、信用格付、問題債権の対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、営業店のほか融資部等の信用リスク管理所管部署が行っております。また、信用リスクを分散するため「与信ポートフォリオ管理要領」を制定し、与信ポートフォリオのモニタリングを行い、その状況については定期的に取り締役会等への報告を行っております。さらに与信管理の状況については、監査部による内部監査を実施しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行は、「ALM委員会規定」に金利動向の予測、金利リスク量の把握、分析等を行うことを明記し、金利の変動リスクを管理しております。リスク管理を統括するリスク管理部は、ギャップ分析や金利感応度分析等を行い資産・負債の金利や期間を総合的に把握しており、定期的にALM委員会や取締役会等への報告を行っております。

なお、金利変動リスクをヘッジするためのデリバティブ取引も行っております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、取締役会で年度ごとの運用方針を決定したうえ、「市場関連リスク管理規定」等に従いリスクの管理を行っております。資金運用を所管する資金証券部は、年間の運用枠を設定し債券及び上場株式、投資信託等の購入を行うほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報はリスク管理部及

びALM委員会に報告し、検討、分析を行っております。

(iii) 為替リスクの管理

外国為替取引には、顧客による外貨預金の預入・払出や外貨両替取引、貿易・貿易外取引及び当行勘定の外貨資金調達取引等があります。資金証券部では、こうした取引に対し銀行間市場において反対取引や、先物為替予約取引等を行うことにより、外貨建の金融資産と金融負債のバランスを管理し、為替リスクを抑制することとしております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当行において、主要なリスク要因である金利リスクの影響を受ける主な金融商品は、「貸出金」「有価証券」のうち債券、「預金」及び「借入金」であり、株式の価格変動リスクの影響を受ける主な金融商品は、「有価証券」のうち株式であります。当行では、これらの金融商品の市場リスク量について、VaRによる定量的分析を利用しており、その算定にあたっては、分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1年）を採用しております。

2026年3月31日現在、当行の市場リスク量は、全体で69,392百万円です。なお、当行では、算定したVaRの値と実際の損益を比較するバックテストングを実施しており、算定にあたり使用する計測モデルは市場リスクを適切に捕捉していることを確認しております。

ただし、VaRは過去の一定期間（観測期間）の金利、株価の変動をベースに統計的手法により市場リスク量を計測する方法であり、観測期間に捉えきれなかったストレス事象の発生によるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

当行では、「流動性リスク管理規定」に流動性リスクの適切な管理を行うことを明記し、月次・週次・日次で資金繰りを厳格に管理しております。また「流動性危機時におけるコンティンジェンシー・プラン」を策定し、迅速かつ適切に対応できる体制を整備しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1) 参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替(資産・負債)、コールマネー及び売渡手形並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しており、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
有価証券	1,121,045	1,118,112	△2,933
満期保有目的の債券	111,361	108,428	△2,933
その他有価証券（＊1）	1,009,683	1,009,683	－
貸出金	4,550,008		
貸倒引当金（＊2）	△12,771		
	4,537,237	4,493,575	△43,661
資 産 計	5,658,282	5,611,688	△46,594
預金	5,631,243	5,627,549	△3,694
借入金	345,000	342,651	△2,348
負 債 計	5,976,243	5,970,200	△6,042

(＊1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(＊2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）（＊2）	3,332
組合出資金（＊3）	3,684

(＊1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(＊2) 当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(＊3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注 2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内	10 年超
有価証券 (* 1)	72,936	299,701	161,404	121,762	207,366	54,970
満期保有目的の債券	17,000	49,000	—	40,000	—	5,489
その他有価証券のうち 満期があるもの	55,936	250,701	161,404	81,762	207,366	49,480
貸出金 (* 2)	626,580	719,817	610,687	455,567	450,399	1,637,948
合 計	699,517	1,019,518	772,092	577,330	657,765	1,692,919

(* 1) 有価証券は、元本についての償還予定額を記載しており、連結貸借対照表価額とは一致しません。

(* 2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない49,007百万円は含めておりません。

(* 3) 科目残高の全額が 1 年以内に償還される予定のものについては、記載を省略しております。

(注 3) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	3 カ月未満	3 カ月以上 6 カ月未満	6 カ月以上 1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上
預金 (* 1)	4,229,229	284,175	616,331	172,050	175,618	153,839
借入金	43,200	34,800	202,000	65,000	—	—
合 計	4,272,429	318,975	818,331	237,050	175,618	153,839

(* 1) 預金のうち、要求払預金については、「3 カ月未満」に含めて開示しております。

(* 2) 科目残高の全額が 1 年以内に返済される予定のものについては、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2026年3月31日）

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券				
その他有価証券				
国債	456,573	—	—	456,573
地方債	—	192,356	—	192,356
社債	—	56,497	15,585	72,083
株式	110,890	—	—	110,890
その他	24,149	151,828	—	175,977
資 産 計	591,612	400,682	15,585	1,007,881

(*) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は990百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は812百万円であります。

① 第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首 残高	当期の損益又はその他の 包括利益		購入、売却及び 償還の純額	投資信託の基準 価額を時価とみ なすこととした額	投資信託の基準 価額を時価とみ なさないことと した額	期末 残高	当期の損益に計上し た額のうち連結貸借 対照表日において保 有する投資信託の評 価損益
	損益に 計上	その他の包括 利益に計上					
982	—	8	—	—	—	990	—

② 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首 残高	当期の損益又はその他の 包括利益		購入、売却及び 償還の純額	投資信託の基準 価額を時価とみ なすこととした額	投資信託の基準 価額を時価とみ なさないことと した額	期末 残高	当期の損益に計上し た額のうち連結貸借 対照表日において保 有する投資信託の評 価損益
	損益に 計上(*)	その他の包括 利益に計上					
1,386	94	△74	△594	—	—	812	—

(*) 連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

③ 連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

(単位：百万円)

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	連結貸借対照表計上額
解約・買戻請求ができず、譲渡には運用会社の承諾を要する	990

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2026年3月31日）

（単位：百万円）

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	39,220	—	—	39,220
社債	—	4,218	—	4,218
その他	—	64,990	—	64,990
貸出金	—	—	4,493,575	4,493,575
資 産 計	39,220	69,208	4,493,575	4,602,004
預金	—	5,627,549	—	5,627,549
借入金	—	342,651	—	342,651
負 債 計	—	5,970,200	—	5,970,200

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

自行保証付私募債は、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定し時価としており、重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、一部の個人ローン等は、商品ごとの将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負 債
預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローをスワップ金利等で割り引くことにより、現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。変動金利によるものは該当ありません。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

(注２) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

(１) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2026年３月31日）

区 分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券 その他有価証券 社債 私募債	割引現在価値法	割引率	0.0%－1.6%	0.3%

(２) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2026年３月31日）

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又はその他の 包括利益		購入、売却、 発行及び 決済の純額	レベル３の 時 価 へ の 振 替	レベル３の 時価からの 振 替	期末 残高	当期の損益に計 上した額のうち 連結貸借対照表 日において保有 する金融資産及 び金融負債の評 価損益
		損益に計上	そ の 他 の 包括利益に 計上					
有価証券 その他有価証券 社債 私募債	16,743	－	△56	△1,100	－	－	15,585	－

(３) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは市場部門を中心に時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、バック部門等において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しており、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率は、スワップ金利等を発行体の信用スプレッドで調整するものであります。一般に、割引率の著しい上昇（下落）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2026年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△46

2. 満期保有目的の債券（2026年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	う ち 外 国 証 券	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	39,871	39,220	△651
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	5,489	4,218	△1,271
	そ の 他	66,000	64,990	△1,009
	う ち 外 国 証 券	66,000	64,990	△1,009
	小 計	111,361	108,428	△2,933
合 計		111,361	108,428	△2,933

3. その他有価証券（2026年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取 得 原 価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株 式	98,735	32,937	65,798
	債 券	20,100	20,099	0
	国 債	20,000	19,999	0
	地 方 債	－	－	－
	短 期 社 債	－	－	－
	社 債	100	100	0
	そ の 他	51,027	46,064	4,962
	う ち 外 国 証 券	9,007	5,772	3,234
	小 計	169,863	99,101	70,761
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株 式	12,154	13,480	△1,326
	債 券	700,913	743,575	△42,662
	国 債	436,573	460,843	△24,270
	地 方 債	192,356	205,665	△13,309
	短 期 社 債	－	－	－
	社 債	71,983	77,066	△5,083
	そ の 他	126,752	132,410	△5,657
	う ち 外 国 証 券	33,399	34,245	△845
	小 計	839,820	889,467	△49,646
合 計		1,009,683	988,568	21,115

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

	売 却 額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	55,448	21,187	448
債券	330,196	1,194	21,209
国債	327,856	1,194	20,985
地方債	－	－	－
短期社債	－	－	－
社債	2,339	－	223
その他	63,046	2,671	479
うち外国証券	22,438	134	79
合 計	448,691	25,054	22,137

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落している銘柄及び時価が30%以上50%未満下落しており、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断し時価の回復可能性がないと認められる銘柄としております。

(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託（2026年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	3,029	0

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報（2026年3月31日）

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度
経常収益	108,656
うち役務取引等収益	14,018
預金・貸出業務	5,658
為替業務	2,141
証券関連業務	1,632
代理業務	1,124
保護預り・貸金庫業務	654
保証業務	46
その他	2,761

(注) 上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 2,695円12銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 131円66銭

(注) 当行は、役員報酬BIP信託を導入しており、当該信託が保有する当行株式を1株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。控除した当該自己株式の株式数は1,193千株であります。また、当該信託が保有する当行株式を1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。控除した当該自己株式の期中平均株式数は1,202千株であります。